

芦監報第19号

令和4年3月3日

芦屋市監査委員

阿部 清司

同

ひろせ 久美子

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（事務監査）を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

第1 監査の種類

定期監査（事務監査）

第2 監査の対象

市民生活部各所管課（人権・男女共生課，市民課，地域経済振興課，保険課，上宮川文化センター，環境課，収集事業課，環境施設課）の令和3年度上半期（4月～9月）に実施した歳入・歳出事務に係る予算執行事務。

第3 監査の期間

令和3年12月24日から令和4年2月21日まで

第4 監査の実施内容

歳入・歳出とも一定額以上のものを抽出し，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行い，監査対象事務が関係法令，本市規則及び本市内規等を遵守し，合理的かつ適正に行われたかを確認した。

第5 監査の結果

以下のとおり。

[人権・男女共生課]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

人権・男女共生課の組織及び職員数の状況は以下のとおりである

人権・男女共生課	事務職員	技術職員	その他
課長	1		
主幹（課長級）	1		
係長	3		
一般職	3		
会計年度任用職員	4		

2 事務事業内容

人権施策の推進に係る調査・研究及び企画，人権擁護，平和施策，男女共同参画の施策，男女共同参画センター，男女共同参画団体協議会，婦人保護事業，女性活躍の推進に関する事等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

歳入事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，一部軽微な誤りがあったものの，概ね適正に処理されていた。

・歳出事務

歳出事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

地域女性活躍推進交付金について，交付決定通知書を収受しているにも関わらず，調定が行われていなかった。芦屋市財務会計規則第25条にて，歳入を収入する原因が生じたときに調定することが定められているため，改められたい。

5 その他

特になし。

[市民課]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

市民課の組織及び職員数の状況は以下のとおりである。

市民課	事務職員	技術職員	その他
課長	1		
主幹（課長級）			
係長	3		
主査（係長級）	2		
一般職	10		
会計年度任用職員	25		

2 事務事業内容

住民実態調査，身上等照会，自動車の臨時運行許可，本人通知制度，国民年金，無年金外国籍高齢者等福祉給付金，特別障害給付金，住民基本台帳ネットワークシステム及び公的個人認証サービス，社会保障・税番号制度に係るカードの交付等，住民基本台帳，住民基本台帳に係る統計，在留関連，特別永住許可，印鑑登録，所管事務及び市税等に係る各種証明書等の交付，就学関係の受付，その他窓口受付，戸籍，人口動態調査，埋火葬の許可，死産届の受付，相続税法第58条に係る報告，民事及び刑事上の処分の記録に関する事等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

歳入事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，一部軽微な誤りがあったものの，概ね適正に処理されていた。

・歳出事務

歳出事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

個人番号カード交付事業費補助金等について，補助金の交付決定の通知文書の收受日が調定日となるが，その日を調定日としていないものが見られたので改められた

い。

5 その他
特になし。

[地域経済振興課]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

地域経済振興課の組織及び職員数の状況は以下のとおりである。

地域経済振興課	事務職員	技能職員	その他
課長	1		
係長	2		
主席主任		1	
一般職	2		
会計年度任用職員	1		4

2 事務事業内容

商工及び観光行政に係る調査，研究及び企画，商工振興及び中小企業の融資，計量法，観光事業，農林水産業，保安林及び森林病虫害等防除事業，鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律，市民農園，ふるさと寄附推進事業に係る返礼品，消費者行政，消費生活センター，労働福祉行政に係る調査，研究及び企画に関すること等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

歳入事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，一部軽微な誤りがあったものの，概ね適正に処理されていた。

・歳出事務

歳出事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

令和3年度消費者行政推進・強化事業助成金について，県からの交付決定通知を受しているが，調定がされていないため，芦屋市財務会計規則第25条に歳入を収入する原因が生じたときは，調定伝票により調定すると定められているので，適正に処理するよう改められたい。

5 その他
特になし。

[保険課]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

保険課の組織及び職員数の状況は以下のとおりである。

保険課	事務職員	技術職員	その他
課長	1		
係長	4	1	
一般職	16		
会計年度任用職員	13		

2 事務事業内容

国民健康保険事業に係る計画策定，保険料の料率算定，特定健康診査，特定保健指導及び保健事業の推進，国民健康保険運営協議会，被保険者の資格審査及び被保険者証，保険給付，保険料の賦課，過誤納金及び報奨金，保険料に係る不服申立て及び諸願届の処理，医療費適正化，保険料の徴収，収納及び滞納処分，短期被保険者証及び資格証明書，後期高齢者医療，高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

歳入事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

・歳出事務

歳出事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

今回改善を要する事項は見当たらなかったが，指摘事項の有無に関わらず，より一層，事務事業の適正化を望むものである。

5 その他

特になし。

[上宮川文化センター]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

上宮川文化センターの組織及び職員数の状況は以下のとおりである。

上宮川文化センター	事務職員	保育職員	保健職員	その他
課長	1			
係長	1			
主査（係長級）		1		
一般職	2			
会計年度任用職員	2		1	7

2 事務事業内容

センターの使用、管理及び庶務・関係行政機関及び各種団体との連絡調整及び地区団体の育成・各種相談指導事業及び就労促進・児童事業及び就労促進・人権問題の教育啓発並びに人権情報の収集及び提供・児童センター事業の企画及び実施に関すること等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

歳入事務について、関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果、概ね適正に処理されていた。

・歳出事務

歳出事務について、関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果、概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

今回改善を要する事項は見当たらなかったが、指摘事項の有無に関わらず、より一層、事務事業の適正化を望むものである。

5 その他

特になし。

[環境課]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

環境課の組織及び職員数の状況は以下のとおりである。

環境課	事務職員	技術職員	その他
課長	1		
係長	2	1	
主査（係長級）	1		
一般職	5	1	
会計年度任用職員	4		9

2 事務事業内容

感染症、行旅死亡人、ねずみ及び衛生害虫の駆除並びに死獣の収容、狂犬病予防法、専用水道及び簡易専用水道、飲用井戸、し尿処理、あしや温泉、空閑地、環境行政に係る研究及び企画、芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例、部の施策等に係る企画、調整及び進行管理、部の予算及び決算、部内の他の所管に属さないこと、霊園及び火葬場の管理及び運営、環境行政に係る各種協議会の事務、環境の測定及び調査、環境計画の推進、環境保全率先実行計画及び環境マネジメントシステムの推進、その他環境保全に関すること等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

歳入事務について、関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果、一部軽微な誤りがあったものの、概ね適正に処理されていた。

・歳出事務

歳出事務について、関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果、概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

令和3年度衛生施設目的外使用料について、納付書の納期を過ぎた未納分に対して督促がされていない。芦屋市財務会計規則第44条に歳入を納入期限までに納めないものがあるときは、期限を指定した督促状により督促しなければならないと定められ

ているため、適正に処理するよう改められたい。

- 5 その他
特になし。

[収集事業課]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

収集事業課の組織及び職員数の状況は以下のとおりである。

収集事業課	事務職員	衛生監視職員	作業職員	運転職員	再任用職員
課長	1				
係長	1	1			
技能長			1	8	
主席主任			2	3	
主任					3
一般職			8	3	
会計年度任用職員			6		

2 事務事業内容

一般廃棄物の収集及び運搬，一般廃棄物の収集施設及び器材の維持管理，一般廃棄物の収集及び処理手数料（植木の剪定廃棄物処理手数料及び一時多量ごみ処理手数料に係るもの）の収納，一般廃棄物等の不法投棄に関すること等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

歳入事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

・歳出事務

歳出事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

今回改善を要する事項は見当たらなかったが，指摘事項の有無に関わらず，より一層，事務事業の適正化を望むものである。

5 その他

特になし。

[環境施設課]

1 組織体制（令和3年4月1日現在）

環境施設課の組織及び職員数の状況は以下のとおりである。

環境施設課	事務職員	技術職員	工務職員
課長		1	
主幹（課長級）		1	
係長	1	1	
主査（係長級）	1	1	
主任			2
一般職	1	2	
会計年度任用職員	1	1	

2 事務事業内容

ごみの減量化及び再資源化等，家屋解体撤去，清掃事業の調査，統計及び企画，清掃事業に係る各種協議会，一般廃棄物の収集及び処理手数料(収集事業課の所管に属するものを除く。)の収納，一般廃棄物等処理施設，一般廃棄物運搬用パイプライン施設，環境処理センター施設改修事業に関すること等が主なものである。

3 監査の結果

・歳入事務

歳入事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

・歳出事務

歳出事務について，関係書類の確認及び職員からの聴取等を行った結果，概ね適正に処理されていた。

4 指摘事項（要改善事項）

今回改善を要する事項は見当たらなかったが，指摘事項の有無に関わらず，より一層，事務事業の適正化を望むものである。

5 その他

特になし。

むすび

今回の事務監査については、令和3年度上半期における歳入・歳出事務を対象に実施した。

全般的な印象として、概ね適正に処理されており良好な結果だったと感じているものの、報告書に記載したとおり一部の所管課で処理に不備が見受けられた。

対象とした市民生活部は、「市役所の顔」ともいふべき市民サービス最前線の部署であり、業務を行う上で市民対応が最優先事項であることは十分承知している。今回の指摘は取るに足らない些細なものと思われるかも知れないが、会計処理などを定められた条例・規則等に従って遂行することも、行政に求められる重要な責務であるという認識をこの事務監査をきっかけとして、あらためて部内で共有していただきたい。

以 上